

埼玉県訓令第十八号

訓令

本庁
地域機関
埼玉県病院局
埼玉県教育局
県立教育機関
埼玉県警察本部

埼玉県特定家畜伝染病緊急対策本部設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野元裕
埼玉県病院事業管理者 岩中督
埼玉県教育委員会教育長 高田直芳
埼玉県警察本部長 原和也
埼玉県特定家畜伝染病緊急対策本部設置規程を廃止する訓令

埼玉県病院事業
埼玉県教育委員会
埼玉県警察本部
訓令

第一号)は、廃止する。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。